



新型コロナウイルス感染症対策について

県内各地で新型コロナウイルス感染症が発生していますが、感染や拡大を防ぐためには一人一人の取組が大切です。新型コロナウイルス感染症を防ぐために御協力をお願いします。

- ・石けんによる手洗い，うがいを励行する。
- ・咳エチケットを心がける（マスクがない場合は，ハンカチ，ティッシュ等で口や鼻を覆う。）。
- ・定期的に換気をする。
- ・不要不急の外出を控える。
- ・十分な栄養と睡眠をとり，体力や抵抗力を高める。
- ・3つの密「密閉空間」，「密集場所」，「密接場面」を避ける。

●御家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は，家庭内で次のことに御注意ください。

- ・部屋を分けましょう。
- ・感染者の世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
- ・世話をするときにはマスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・タオル，食器等の共用は避けましょう。
- ・感染者の入浴は家族の最後にしましょう。
- ・手で触れる共用部分を消毒しましょう。

●共用部分の消毒方法

次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤）を薄めて消毒液を作り，共用部分（ドアの取っ手，水道の蛇口など）を拭きます。

▽家庭用塩素系漂白剤（ハイターを使う場合）の消毒液の作り方

水500mlに原液を5ml（ペットボトルキャップ1杯）入れ，0.05%濃度に薄めて使います。

※この消毒液は手指消毒には使えません。

※金属の部分は10分程度経ったら水拭きしてください。

※作り置きはできませんので，その都度作り使用してください。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送りつけに御注意を

全国の消費生活センターに「使い捨てのマスクが宅配便で届いたが，身に覚えがない」などの相談が寄せられています。1住所当たり2枚ずつ配布される予定の布製マスクに便乗して，注文した覚えのないマスクなどを送りつけ，代金を請求する悪質商法が今後横行するおそれがあります。

政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは，お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。送料や手数料などの代金を請求することはありません。

身に覚えのない商品が届いた際は，状況によって対処方法が変わりますので，慌てて代金を支払ったり，事業者に連絡したりせず，お早めに大子町消費生活センターに御相談ください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL72-1124（9:00～12:00，13:00～16:00）

消毒用アルコールの安全な取扱について

今般のコロナウイルス感染症（COVID19）の発生に伴い、手指の消毒等のため消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、注意が必要です。消毒用アルコールを安全に使用するため、次のことに注意しましょう。

●消毒用アルコール使用の注意点

- ・消毒用アルコールを使用する際には、火気の近くでは使用しない。
- ・密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避ける。
- ・室内の消毒や消毒用アルコール等の容器詰め替えをする際には、通気性の良い場所や換気が行われている場所等で行う。
- ・消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れやあふれ又は飛散しないように注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである表示や「火気厳禁」等の注意事項を記載する。
- ・消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避ける。
- ・消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりしない。

問合せ 消防本部予防課 Tel 72-0119

ふるさと応援便について

新型コロナウイルス感染症からの感染リスクを最小限にとどめるための対策等で、外出もままならない状態が続いています。このような中、親元を離れ勉学に励んでいる学生等を対象に、ふるさと応援便をお届けします。ぜひ、町のおいしい食材を食べてこの難局を乗り越えましょう。

- 対象者 大学、専門学校等へ通学するために大子町から町外へ引っ越しをしていて、現在、一人暮らしで住居に待機を余儀なくされている方
- 内容 町の食材詰め合わせ（米、野菜、リンゴジュースなど）
- 発送日 申込受付後、順次発送
- 費用 無償
- 申込み 所定の申込書を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送、メール又はFAXで提出するか、大子町役場観光商工課で申請してください。
E-mail: kankou@town.daigo.lg.jp FAX 0295-72-1167
▽申込期限 令和2年5月31日（日）消印有効

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138

消費者ホットライン188

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害に遭った」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」に御相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

問合せ 大子町消費生活センター Tel 72-1124（9:00~12:00, 13:00~16:00）

OSJ 奥久慈トレイルレースの開催中止について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月30日（土）、31日（日）に開催を予定していましたOSJ 奥久慈トレイルレースを中止することとなりました。来月に大会を控え、大会参加申込者の皆さんには、御迷惑をおかけしますが御理解をお願いします。

問合せ 奥久慈トレイルレース推進委員会（観光商工課内） Tel 72-1138

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け地域住民の福祉の向上のために活動しています。民生委員児童委員は、「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言による、安全で安心な福祉のまちづくりを目指して、多くの関係機関と連携して、様々な取組を推進しています。

生活に困っている人、児童、高齢者、母子・父子家庭、心身障がい者（児）の支援や、暮らしのことや子どものことといった幅広い相談など、援助を必要とする人々の最も身近なところで、住民の立場に立ち活動しています。そのため、民生委員児童委員は、支援を必要とする方の自宅に直接お伺いする場合がありますので、その活動の趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

また、主任児童委員は、核家族化、少子化などの様々な事情により、「不登校」、「いじめ」、「非行」などの問題を抱えた家庭が増加し、複雑・多様化している児童問題に対応するため、それぞれの地域を担当する児童委員と一体となり問題の解決に務めています。

地区担当民生委員、主任児童委員の連絡先等については、福祉課にお問い合わせください。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

結婚新生活応援補助金

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

●対象者

- ・補助金申請日が婚姻届日から6か月以内であること。
- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦ともに町内に住所を有していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・町民税等を滞納していないこと。

●対象となる経費

①住居費（新築・購入）

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用（増改築を除く。）

②住居費（賃貸）

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃（夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。） ※町営住宅、子育て支援住宅は対象外

③その他の経費

敷金、礼金、共益費、仲介手数料及び引越費用

●補助金の額

①住居費（新築・購入）

1世帯当たり720,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

②住居費（賃貸）

1世帯当たり月額20,000円を上限とする。

初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度

③その他の経費

1世帯当たり合計額180,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

※②及び③の補助を受ける場合は、合わせて720,000円を上限とする。

●申請に必要なもの

- ・結婚新生活応援補助金交付申請書 ※
- ・住宅の売買契約書、請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅手当支給証明書 ※
- ・夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書
- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類

※大子町ホームページ (<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>) からダウンロードできます。

●補助金の申請及び請求時期

▽申請時期 初年度：随時 次年度以降：毎年4月末まで

▽請求時期 9月（4月～9月分）、3月（10月～翌年3月分）の年2回

問合せ まちづくり課 TEL 72-1131

農作物被害防護柵設置補助金

●**対象経費** イノシシ等による農作物の被害を防ぐための電気柵や防護ネット等の防護用資材購入費及び設置に要する経費

●**補助率**

個人で購入	購入費用の1/2（限度額2万円） +県からの上乗せ補助（町補助金と同額）【合計最大4万円】
2戸の農業者が共同で購入	購入費用の1/2（限度額10万円） +県からの上乗せ補助（2戸での共同購入に対して町補助金と同額で上限6万円を上乗せ）【合計最大16万円】 ※3戸以上での共同購入は県の上乗せ補助の対象となりません。

●**対象農地** 町内の耕作農地。ただし、共同で購入した場合は、隣接した耕作農地に限る。
●**申請方法** 防護柵の設置完了後、資材購入費の領収書（申請者の氏名入り）、申請者の印鑑及び補助金の振込先金融機関の口座番号（共同設置の場合は代表者の口座番号及び委任状）を持参してください。

問合せ 農林課鳥獣被害対策室 Tel 72-1128

わな猟免許取得補助金

●**わな猟免許取得補助金**

- ・予備講習会受講料（茨城県狩猟者研修センター 8,000円）
- ・狩猟免許試験申請手数料（茨城県収入証紙 5,200円）
- ・医師の診断書料（所要額）

わな猟免許の取得後、費用の領収書、印鑑、振込口座を持参し、農林課に申請してください。

●**注意事項**

わな猟免許を取得しただけではイノシシの捕獲はできません。有害鳥獣駆除期間（4月1日から11月14日まで）は、イノシシの被害から農地・農作物を守るための自衛目的の捕獲に限り、場所を限定して特別にわな捕獲を許可します。※詳しくは農林課へお問い合わせください。

また、狩猟期間（11月15日から3月31日まで）は、茨城県の狩猟者登録が必要ですので御注意ください。

●**予備講習会・狩猟免許試験**

日程及び会場、申込方法は、ホームページ（<http://ibaryo.com/publics/index/32/>）を見るか、各開催先へお問い合わせください。

▽開催 予備講習会：一般社団法人茨城県猟友会 狩猟免許試験：茨城県

問合せ <予備講習会について> 一般社団法人茨城県猟友会 Tel 0296-72-7730
<狩猟者免許試験について> 県北県民センター環境・保安課 Tel 0294-80-3355

イノシシ等の有害鳥獣捕獲について

農林水産物の被害を防止するため、町では有害鳥獣の捕獲を次のとおり実施していますので、山林等に立ち入る場合は御注意ください。

●**イノシシ**

4月1日（水）～11月14日（土）（銃器・わな）

●**ハクビシン**

4月1日（水）～11月14日（土）（わな）

●**カワウ**

5月1日（金）～5月31日（日）（銃器）

●**従事者** 大子町鳥獣被害対策実施隊

イノシシ等の被害でお困りの方は、農林課まで御連絡ください。

問合せ 農林課鳥獣被害対策室
Tel 72-1128

ニホンジカの日撃情報について

近年、県内においてニホンジカの日撃情報が多数寄せられています。

今後、本県へのニホンジカの定着を避けるため、侵入経路を特定する必要があることから、ニホンジカを日撃したら情報をお寄せください。

問合せ

大子町役場農林課 鳥獣被害対策室

Tel 72-1128

茨城県北県民センター環境・保安課

Tel 0294-80-3355

特別定額給付金（10万円）について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、特別定額給付金（仮称）が実施されることが、令和2年4月20日閣議決定されました。

大子町では、給付金の申請方法、申請開始日又は給付開始日等の具体的な内容に対して、現在、早急に対応できるよう準備をしています。詳細が決まりましたら、随時情報を発信していきます。

1. 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において、大子町住民基本台帳に記録されている全ての方（外国人登録を含む。）
2. 受給権者 大子町住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
3. 給付額 給付対象者1人につき10万円
4. 申請方法 感染拡大防止の観点から、以下の申請方法を基本とします。
(1) 郵送申請方式
(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）
5. 申請開始日 申請の開始については、現在、準備を進めています。
申請期限は、申請受付開始日から3か月以内です。

子育て世帯への臨時特別定額給付金（1万円）について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。

1. 支給対象者 対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む。）の児童手当の受給者
2. 対象児童 児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む。）
※3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。
3. 給付額 対象児童1人当たり1万円
4. 申請方法 町から支給対象者へ、給付金の案内チラシ、希望しない場合等の申出書を送付します。
原則、対象者は申請は不要ですが、公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

問合せ 福祉課 Tel72-1117

遊休農地等に植栽を行う団体等への助成金

所有者等から承諾を受けた町内にある遊休農地等に、地域住民が主体となって行う次の取組に対して、10万円を限度として助成金を交付します。

- ・取組1 不特定多数の人が鑑賞できる景観整備を目的とし、花の苗又は種を植栽する。
- ・取組2 販売を目的とし、花木又は果樹の苗を植栽する。
- ・取組3 特用林産物（漆、楮等）を植栽する。

●助成内容

苗、種、肥料、資材代：実費 灌木等の刈り払い：5万円／10アール
 草等の刈り払い：3万円／10アール 事業推進費：5,000円（定額）
 活動費：500円（1人当たり定額）

※「取組1」については次年度の継続もできるものとし、継続の場合は上限5万円となります。

●要件

- ・所有者から同意を受けた遊休農地等で事業を行う団体等であること（個人での「取組1」実施の場合、区長からの推薦書が必要）。
- ・事業実施後、継続的に管理を行うこと。
- ・1年度当たり同時に実施できるのは5工区までとし、1工区当たりの面積は約20アールまでとする。
- ・他の補助制度との併用はできません。

●申請方法

所定の申請書がありますので、農林課で申請の手続きをしてください。

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128

飼料用米等の生産で所得確保を

主食用米の過剰作付け解消のため、飼料用米、飼料用稲（WCS）の生産（販売）を行う方に、農地の面積や収穫量に応じて国の助成金が交付されますが、町の上乗せ補助も実施します。既に田植えが終了した主食用米でも、6月30日（火）までに変更の手続きを行えば、飼料用米として取り扱うことができます。手続きについては、大子町農業再生協議会へお問い合わせください。

●町からの上乗せ補助金

作物名	交付要件	交付単価（円／10a）
飼料用米	経営所得安定対策の「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者	20,000円
WCS用稲		10,000円

問合せ 大子町農業再生協議会 Tel 79-1210

図書館「プチ・ソフィア」

現在、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、本・雑誌の貸出しと返却のみを行っています。返却された本は全てカバーの消毒を行っています。

また、1人10冊まで4週間利用できます。休館日は月曜日と木曜日です。開館時間は午前10時から午後6時までです。

●新しく入った本

▽一般書

- 「茨城古民家・レトロめぐり旅 こだわりの空間とすてきなお店へ」ゆたり編集室編
- 「私にとっての介護 生きることの一部として」岩波書店編集部編
- 「疲れないからだになる鉄分ごはん」ワタナベマキ著
- 「今こそ持ちたい手作りのエコバッグ」ブティック社刊
- 「話すチカラ」安住紳一郎、齋藤孝著 「うちの父が運転をやめません」垣谷美雨著
- 「クスノキの番人」東野圭吾著 「旅ごはん」小川糸著

▽児童書

- 「くらべてびっくり！やばい進化のいきもの図鑑」今泉忠明著
- 「ぼめちゃんとだっくすちゃん」柴田ケイコ作

ホームページで蔵書を検索することができます（<http://www.lib-eye.net/daigo/>）。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 Tel 72-6123

町営住宅入居者募集

●募集住宅

住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	建設年	種別
池田住宅	池田 1925-1	木造平屋	1DK	1戸	H26年	町営
		木造2階	3DK	1戸	H27年	町営
	<設備>ガス給湯器, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い焚き, 駐車場2台, 浄化槽は2戸で共同使用, 共同TVアンテナ					
アメニティ本町	大子 999-7	RC5階(2階)	1DK	1戸	H15年	町営
	<設備>ガス給湯器, IHコンロ持込, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い焚き, 駐車場1台, 共同合併浄化槽, BS共同TVアンテナ, 倉庫, エレベーター					
北田気第二	北田気 166	RC3階(3階)	3DK	3戸	S62年	町営
					S63年	
<設備>瞬間湯沸器, バランス釜, 浴槽, 水洗トイレ, バス・トイレ別, 追い焚き, 駐車場2台, 共同合併浄化槽, 共同TVアンテナ						
えのき台住宅(子育て支援)	矢田 225	木造平屋	3LDK	1戸	H20年	特定町営
	<設備>ガスコンロ, ガス給湯器, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い焚き, 駐車スペース, 照明器具, TVアンテナ持込(残置物あり)					
上小川住宅(子育て支援)	頃藤 3888-1	木造平屋	3LDK	1戸	H22年	特定町営
	<設備>ガスコンロ, ガス給湯器, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い焚き, 駐車スペース, 照明器具, TVアンテナ持込(残置物あり)					
ふくろだ駅前住宅(子育て支援)	袋田 2091-1	木造平屋	3LDK	1戸	H21年	特定町営
	<設備>ガスコンロ, ガス給湯器, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い炊き, 駐車スペース, 照明器具, TVアンテナ持込(残置物あり)					

●入居資格

※入居の際は、連帯保証人が2人必要です。

※所得月額 = (世帯の所得金額 - 同居者及び別居扶養人数 × 38万円) ÷ 12月

「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の所得金額の合計欄の金額、あるいは市町村長が発行する所得が分かる証明書の所得金額の合計欄の金額です。「世帯の所得金額」は、世帯全員の「所得金額」を合算した額です。

- ・町民税等(水道料金を含む。)を滞納していない方で、住宅に困っている方
- ・暴力団員でない方

▽町営住宅：池田住宅、アメニティ本町、北田気第二住宅

(住宅に困窮している低所得者世帯に低廉な家賃で賃貸する住宅)

- ・所得月額が158,000円以下(高齢者、障害者については214,000円以下)の方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方(高齢者及び障害者は除く。)

▽特定町営：えのき台、上小川住宅、ふくろだ駅前住宅

(中堅書所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、町が定額家賃で賃貸する住宅)

- ・所得月額が158,001円以上487,000円以下である方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方

●月額家賃

▽町営住宅：池田住宅、アメニティ本町、北田気第二住宅

入居者の所得及び町営住宅の立地条件、規模等の便益に応じた家賃となり、毎年算出されます。

※18歳未満の扶養する児童等により、家賃が減額されます(1人：10%、2人：15%、3人以上：20%)。

所得月額	池田住宅 (平屋)	池田住宅 (2階建)	アメニティ 本町	北田気第二住宅
0円～104,000円	14,500円	26,100円	12,400円	17,500・18,500円
104,001円～123,000円	16,700円	30,100円	14,300円	20,100・21,300円
123,001円～139,000円	19,100円	34,500円	16,400円	23,000・24,400円
139,001円～158,000円	21,600円	38,900円	18,500円	26,000・27,500円

▽特定町営：えのき台，上小川住宅，ふくろだ駅前住宅

住宅名	えのき台住宅	上小川住宅	ふくろだ駅前住宅
家賃	63,700円	50,000円	50,000円

※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます(1人：1万円，2人：1万5千円，3人以上：2万円)

- 共益費(月額)** 3,000円(アメニティ本町)，2,500円(北田気第二住宅)
- 敷金** 家賃の3か月分
- 申込み** 5月22日(金)までに建設課へお申し込みください(申込書は建設課にあります)。募集締め切り後，入居資格審査の上，町営住宅入居選考委員会等により入居予定者を決定します。
- 入居時期** 6月下旬予定(契約書等の必要書類を提出後決定します。書類提出や選考委員会の有無によって入居時期は前後する場合があります。)
- その他**
 - ・入居を希望する方は，当住宅の建設に至る政策目標などから，入居後，地域の方との交流や行事への積極的参加，学区内学校への通学等に御理解をお願いします。
 - ・住宅は使用に差し支えない程度の修繕はしてありますが，しみや傷等が残っていることがありますので，あらかじめ御了承ください。
 - ・住宅により，網戸，TVアンテナは入居者の持込になります。また，TV受信ブースターが必要な場合があります。

問合せ 建設課 Tel72-2611

令和2年工業統計調査

経済産業省では，従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に，令和2年6月1日時点で工業統計調査を実施します。工業統計調査は，我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で，統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など，国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。調査票に記入した内容は，統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

なお，今年度はコロナウイルス対策のため，事前調査を電話で行い，本調査を郵送にて行います。調査の趣旨・必要性を理解し，御回答をよろしくをお願いします。

問合せ まちづくり課 Tel72-1131

5月31日は「世界禁煙デー」
5月31日～6月6日は「禁煙週間」

喫煙はがんや心筋梗塞，脳卒中などの生活習慣病を引き起こす大きな原因です。また，受動喫煙は，喫煙する本人だけでなく，その煙を吸う周囲の人の健康まで脅かします。近年では，受動喫煙による健康被害が大きな問題になっています。

禁煙，喫煙マナーを守って周囲の人々への配慮に努めましょう。施設，職場では禁煙に努めましょう。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

6月4日～10日は
「歯と口の健康週間」

歯を失う主な原因は，歯周病とむし歯です。これらは，悪化すると全身の健康に影響します。歯と口の働きは，食事をとる，おしゃべりをするなど楽しい生活を送る上で重要です。定期的に歯科検診を受けて，歯と口の健康を保ちましょう。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

